

全建事発第064号
令和6年9月4日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 今井雅則
〔公印省略〕

改正建設業法等の一部施行について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、令和6年度通常国会にて成立しました「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）のうち、下記一部規定につきまして、令和6年9月1日より施行されることとなりました旨、国土交通省より通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、改正建設業法等を含む「第三次・担い手3法に関する説明会」につきましては、衆議院及び参議院における附帯決議に基づき、8月7日より順次各ブロックで開催されたところです（令和6年7月18日付 全建事務連絡参照）。

第三次・担い手3法の概要が分かりやすく説明された上記説明会資料が掲載された国土交通省HPのURLも併せてご案内しますので、制度理解のご参考としてください。

記

1. 建設工事の労務費に関する基準の作成等（法第34条第2項関係）

中央建設業審議会は、「労務費の基準」を作成できることとされます。「労務費の基準」の作成については、今月より中央建設業審議会にWGが設置される予定であり、来年中を目処に勧告がなされる予定となっております。

2. 国土交通大臣による調査等（法第40条の4関係）

国土交通大臣は、建設業者に対する建設工事の請負契約の締結の状況等の国土交通省令で定める事項について調査・公表できることとされます。

以上

【添付資料】

- ・別紙1 国土交通省通知文
- ・別紙2 「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(概要)
- ・別紙3 (施行期日政令)「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」(官報)
- ・別紙4 (省令)「建設業法施行規則等の一部を改正する省令」(官報)

- ・参考 国土交通省HP「「第三次・担い手3法に関する説明会」の開催について」URL

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00251.html

(担当) 事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp